



八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日  
十一 発行価格

五 円  
万 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成二十年五月二十八日発行対象国債ごとの額面金額は百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \frac{\left( \frac{100}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差} \right) \times \text{残存年数}}{100} \right)}{100}$$

十二 利率  
十三 経過利率  
十四 払込み

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出された金額を第二号に規定する日に払い込むものとする。

の率前十発行、  
額利の第の発行、  
金の債らでがに  
面債国から日合  
額国債日日期合  
の象国債日日期  
象国債日日期  
の発行日  
各期する子なる  
各発行日  
× 100 × 各期する子なる  
総額 / 100 × 各期する子なる  
各発行日

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収さ

十四 利 子

れるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を、次のとおり、各支払期において、算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{発行対象国債の額} \times \text{利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 償 還 金 額 限

償還金の額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
対象国債

(別表のとおり)  
額 面 金 額 百 円 につき 百 円  
平成二十年五月二十三日付で  
本証券業協会が発した公社債  
店頭売買参考統計値表に掲載の  
れた各発行対象国債の平均値の

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
(利付二十年庫債券)	一・九%	日平成六年三月二十四	億三百七十七
(利付二十年庫債券)	二・〇%	日平成六年三月二十四	億二百二十四
(利付二十年庫債券)	二・〇%	一年平日三四月二十四	円百八十一億
(利付二十年庫債券)	二・一%	一年平日九成三月二十三	二億円
(利付二十年庫債券)	一・九%	二年平日三成三月二十三	三十七億円
(利付二十年庫債券)	二・五%	十年平日一十月二十二	五億円
(利付二十年庫債券)	二・二%	一年平日九成三月二十二	五億円
(利付二十年庫債券)	二・二%	二年平日六成三月二十二	二億円
(利付二十年庫債券)	二・五%	日平成三年三月二十二	三十二億円

(別表)

十八 元利金支 単利回りとする。  
 十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者  
 二十 払込期日 平成二十年五月二十八日

（利付第二十六年国庫債券）	（利付第五十年国庫債券）	（利付第五十年国庫債券）
— ・ 四 %	— ・ 七 %	— ・ 九 %
十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	日年平 九成 月三 二十 十四
百 億 円	十 七 億 円	十 七 億 円